

町内会代表者の役割について

昭和61年から、嘱託員および衛生委員個人への委嘱は廃止となり、平成26年に「嘱託」から「町内会代表者」へ名称が変更となりました。

町内会運営上の取り決め事は、町内会の皆さんで話し合って決められ、また、市に対しての要望も町内会の皆さんの総意の元、町内会要望として提出されます。



町内会とは

町内会は、住みよい地域づくりや地域の課題を解決するため、住民同士の交流や環境整備など、さまざまな活動に取り組んでいます。

**一人ひとりが地域に
関心を持ちましょう**
地域住民同士の協力が大切です

住みよい地域に

問合 市民協働課地域コミュニティG
☎55-9298

町内会に助成金を交付しています

市では、地域の環境保全活動、町内会と市との連絡調整などを行っていただくため、町内会に対して助成金を交付しています。

助成金は、年2回に分けて振り込み、12月に後期分を交付します。

各町内会においては、安心・安全なまちづくりを目指し、様々な取り組みをいただいていますので、それらの活動の一助としてご利用ください。

転入された方、転出予定の方へ

町内会は、地域の住民同士が支え合い、助け合うことにより、住みよい地域づくりをするために組織されている任意団体です。町内会にはそれぞれのルールがあり、安心して暮らせる地域づくりのためには、住民である皆さんの相互の協力が大切です。

市では、町内会代表者に、様々な活動にご協力をいただいています。

転入された方、転出予定の方は、円滑な町内会業務の運営のため、町内会代表者へご連絡いただきますよう、よろしくお願いたします。

青少年の非行・被害防止に
取り組む県民運動(冬期)

12月20日(金)～1月10日(金)

非行の芽はやめにもうみな我が子

冬休みは、開放感から青少年が非行にかかわったり、犯罪被害に遭うことが多くなる時期です。

青少年の健全育成には、地域の皆さんの力が欠かせません。地域の青少年を自分の子と同様に暖かく見守り、声をかけをしましょう。

主唱 県、県青少年育成県民会議、市

青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教育

課生涯学習G内) ☎55-9421

年末の安全なまちづくり県民運動

12月1日(日)～20日(金)

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」

年の瀬を控え、慌ただしさを感じる時期となりました。年末の準備の買い物や金融機関での入出金の機会が増え、これに伴って住宅侵入盗等の犯罪が増えます。「自分は大丈夫」と油断せず、「自分は狙われている」と気を引き締めましょう。

運動の重点

- ・住宅を対象とした侵入盗の防止
- ・自動車盗の防止
- ・特殊詐欺の被害防止

問合 市民協働課交通防犯G

☎55-9298

ごみの分別排出について

集積場の利用について


集積場は、地域の皆さんの相互協力により共同利用されています。誰もが気持ちよく利用できるよう、集積場を利用される一人ひとりが排出ルールを守るとともに、清潔保持等にご協力いただきますようお願いします。

ごみは、必ず午前8時30分(時間厳守)までに排出してください。

地域外の集積場へのごみ持ち込みについて、たくさんの苦情が寄せられています。地域により、集積場面積の大小や距離の遠近等は様々ですが、必ず地域の決められた集積場にごみを排出してください。

ごみの分別について

最近、可燃ごみへのびん・空き缶などの不燃物混入が見受けられます。

また、プラスチック製容器包装の分別を、理解していない排出も多く見受けられます。プラスチック製容器包装(青袋)は、 (リサイクルマーク)が付いているプラ

スチック製容器が収集対象です。「津島市家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に、間違いのないように出してください。

処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所までお尋ねください。

一時的な大量ごみについて

ご家庭から一時的に大量のごみが出る場合は、1回につき5袋程度で、数回に分けて出していただくか、鹿伏兔最終処分場で許可書発行後に焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

※分別が間違っているごみは、収集されません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター

(☎31-3284)へお尋ねください。



問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

クリーンな街に

リサイクルステーションについて

鹿伏兔最終処分場において、リサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルで、ごみ減量にご協力ください。

開設場所 鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰32番地・地図参照)

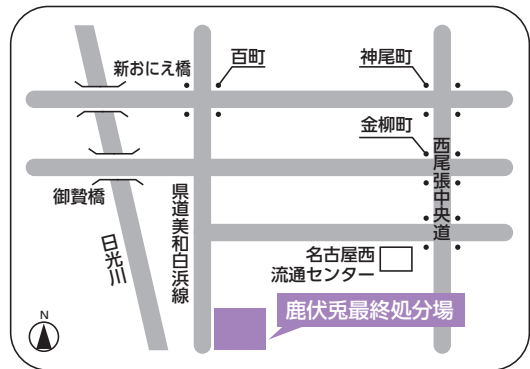
開設時間 午前9時～午後3時30分
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

搬入可能物 新聞紙、段ボール、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、使用済食用油、小型家電製品(携帯電話・スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、USBメモリー、電

子辞書、ゲーム機、ポータブルカーナビ、ドライヤー、電気カミソリ、各種機器のリモコンやACアダプター等)

注意事項 家電リサイクル法に定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの搬入はできません。

お買い求めの販売店にご相談ください。



年末の交通安全県民運動

12月1日(日)～10日(火)

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。

交通事故を未然に防止するため、次のことを心がけましょう。

飲酒運転を根絶しよう

飲んだら絶対に車を運転しない、飲酒運転を許さない社会環境をつくりましょう。

歩行中の子ども・高齢者と高齢ドライバーの交通事故を防止しよう

運転者は、子どもや高齢者等を見かけたなら、速度を落とすなどの思いやり運転を心がけましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう

夕暮れ時には歩行者や自転車に注意を促すため、車の前照灯を早めに点灯しましょう。

後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを必ず着用してから発進する習慣を付け、後部座席での着用も徹底しましょう。

問合せ 市民協働課交通防犯G

☎55-929900

こちらのページは、令和元年12月1日に
民生委員・児童委員及び主任児童委員
が委嘱されましたことをお知らせする
ページです。

各地区の民生委員・児童委員及び主任
児童委員につきましては、福祉課福祉
グループ（0567-24-1115）までお問い
合わせください。

こちらのページは、令和元年12月1日に
民生委員・児童委員及び主任児童委員
が委嘱されましたことをお知らせする
ページです。

各地区の民生委員・児童委員及び主任
児童委員につきましては、福祉課福祉
グループ（0567-24-1115）までお問い
合わせください。

こちらのページは、令和元年12月1日に
民生委員・児童委員及び主任児童委員
が委嘱されましたことをお知らせする
ページです。

各地区の民生委員・児童委員及び主任
児童委員につきましては、福祉課福祉
グループ（0567-24-1115）までお問い
合わせください。

日赤社資募集の結果

今年5月に実施した、令和元年度日本赤十字社社資の募集については、皆様のご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた社資は、災害救護活動や血液事業、奉仕団活動、社会福祉事業等に活用させていただきます。

令和元年度社資 448万8,100円

問合せ 日本赤十字社津島市地区(福祉課福祉G) ☎24-1115

人権について考えてみませんか



問合 人権推進課 人権同和・男女参画G

☎55-93364

人権週間

12月4日(水)～10日(火)

1948年12月10日、国連が「世界人権宣言」を採択したのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

市では、日ごろから人権問題学習講座の開催や人権施策推進プランを推進するなど、人権問題に積極的に取り組んでいます。

この人権週間に契機に、私たち一人ひとりがあらためて人権について考え、偏見や差別の解消に取り組ましましょう。

法務省および全国人権擁護委員連合会
啓発活動重点目標

『みんなで築こう 人権の世紀』

―考へよう 相手の気持ち―

未来へつなげよう

―違いを認め合おう―

心配ごと相談・人権相談

日常生活の中で、人権問題かもしれないと感じたら、人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談内容の秘密は固く守られます。

日時・場所

総合保健福祉センター

毎月第2金曜日 午前9時～正午

☎24-34556(予約不要)

名古屋法務局津島支局

毎週月・木曜日 午前10時～午後4時

☎26-24223(予約不要)

主な相談内容

- ・ いじめ、体罰、不登校児問題
- ・ 部落差別、女性差別などの差別問題
- ・ 家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
- ・ その他、人権問題に係るもの

市では法務省などの関係機関や人権擁護委員と連携しながら、相談窓口や支援体制を充実し、引き続き人権教育・人権啓発に取り組んでいきます。

男女共同参画社会の実現を目指して

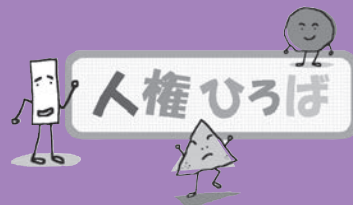
男女共同参画社会とは、性別に関係なく活躍できる社会のことです。

少子高齢化によって、働く若者の数が減っています。日本の強い経済を取り戻すためには、女性も活躍することが必要です。

また、共働き家庭が増えており、長時間労働の削減が叫ばれています。

平成27年に策定された第4次男女共同参画基本計画では、男女が共に働きやすい社会を実現するために「長時間労働や転勤が当たり前」という男性中心型労働慣行の変革が強調されました。

職場、家庭、地域生活などで男女が共に夢や希望を実現できるように、と、「ひとりひとりの豊かな人生」に繋がります。



ハンセン病・HIV感染者等の人権

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。今では治療方法も確立され、適切な治療により後遺症もなく治癒します。

しかし、日本では平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、90年にもわたって国による強制隔離政策が続けられた結果、ハンセン病患者やその家族は地域社会で平穏に生活することを妨げられ、ハンセン病に対する周囲の偏見や誤解から、人権上の制限や差別などの甚大な被害を受けてきました。

日本には、14のハンセン病療養所(国立13、私立1)があり、1,215人が生活をしており、平均年齢は約86歳と高齢になっています(令和元年5月1日時点)。

HIV感染症は、その感染経路は限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。また、新しい治療薬の開発によって、エイズの発病を遅らせたり、抑えたりすることが可能となりました。

ハンセン病やエイズ・HIV等感染症に対する正しい知識の普及、理解の促進を図り、患者や元患者、感染者、そしてその家族が偏見や差別を受けないように、関係機関と連携して人権教育・啓発を今後も一層進めていく必要があります。